

# 瑞穂町景観基本計画



平成 23 年 3 月

瑞穂町

## はじめに



瑞穂町は古くから青梅街道、日光街道の宿場町として栄え、当時の文化や歴史を継承するとともに、狭山丘陵をはじめとした緑豊かな自然環境を保ちつつ発展してきました。

高度経済成長期には、全国で急速な都市化が進み、瑞穂町においても西部土地区画整理事業や道路整備など、都市計画事業によって良好な宅地が形成されました。一方で、経済性や利便性を重視した開発なども行われ、その結果、無秩序に形成された街並みも一部で見受けられるようになりました。

近年、国による景観法の制定にも象徴されるように、これからのまちづくりにおいては、人々の心に潤いや安らぎを感じさせる美しい景観の形成が求められています。また、第4次瑞穂町長期総合計画では、基本目標の一つを「快適で美しいみずほ～美しい街並みの住みよいまち～」とし、景観の保全および地域資源をいかした景観の創出策を掲げています。

このような状況を踏まえ、当町の景観施策をより計画的に実施するため、このたび瑞穂町景観基本計画を策定しました。

策定にあたり、町民の皆様の意向や要望を把握するためのアンケート調査を実施したほか、町の文化財保護審議会および都市計画審議会にもお諮りし、計画に反映しました。町の豊かな自然と歴史・文化、そして今後の新たなまちづくりによって創出される都市景観の良好な融合をめざし、町民・事業者・町が一体となって実行すべき取組を本計画書にまとめました。

この景観基本計画を指針とし、美しく潤いのある景観形成を皆様との協働により推進してまいりますので、今後ともご理解、ご協力をお願いいたします。

平成23年3月

瑞穂町長 **石塚 幸右衛門**

# 目 次

## 第 1 章 景観形成の経緯

( 1 ) 国際的な動向 .....	1
( 2 ) 国の動向 .....	1
( 3 ) 都の動向 .....	2
( 4 ) 町の動向 .....	2

## 第 2 章 瑞穂町の景観

( 1 ) 瑞穂町の概況 .....	3
1 ) 位置・地勢 .....	3
2 ) 沿革 .....	3
3 ) 瑞穂町の土地利用現況 .....	4
( 2 ) 瑞穂町の景観特性 .....	5
1 ) 自然的景観 .....	5
2 ) 歴史的景観 .....	6
3 ) 都市景観 .....	7

## 第 3 章 景観基本計画の必要性

( 1 ) 計画策定の背景 .....	9
( 2 ) 計画策定の目的 .....	9
( 3 ) 計画策定の位置づけ .....	10
( 4 ) 計画の期間 .....	10

## 第 4 章 景観基本計画の目標

( 1 ) 基本方針 .....	11
( 2 ) 計画の目標 .....	11

## 第5章 景観形成の課題と取組

(1) 自然的景観の保全・育成 .....	1 2
1) 丘陵や平地の緑の保全・育成 .....	1 2
2) 緑のスカイラインと丘陵斜面の保全 .....	1 5
3) 河川沿いの親水・緑化空間、 潤いのある水辺景観の保全・創出 .....	1 6
4) 眺望点の確保 .....	1 8
5) 田園景観の保全・育成 .....	2 0
(2) 歴史的景観の保全・継承 .....	2 1
1) 歴史的景観の保全・継承 .....	2 1
2) 河川石積護岸・石積擁壁の保全 .....	2 4
(3) 都市景観の創出 .....	2 6
1) 本町の顔としての駅前地区の整備 .....	2 6
2) 秩序ある沿道環境の形成 .....	2 8
3) 景観スポットの創出 .....	3 0
4) 市街地景観の創出 .....	3 1

## 第6章 景観形成の推進体制

(1) 推進体制 .....	3 4
(2) 共有すべき心構え .....	3 5
1) 共有財産としての景観 .....	3 5
2) 思いやりが育む景観 .....	3 6
3) 誰もが共感できる景観 .....	3 6

## 資料

用語解説 .....	3 8
関連年表 .....	4 4
景観に関するアンケート .....	4 5

# 第1章 景観形成の経緯

## (1) 国際的な動向

環境問題に取り組む際の国際的な認識の出発点となったものに、1972年6月にストックホルムの国連人間環境会議で採択された「人間環境宣言」があります。この宣言では、現在および将来の世代のために人間環境を保全し向上させることが提唱されました。「世界遺産条約」もこの年の11月にパリのユネスコ総会で採択され、「遺産」を人間環境の未来に向けて保全し受け渡していくものとして規定し、新しい理念形成を世界に促しました。日本がこの条約を批准したのは、20年後の1992年になってからでした。

こうした環境に対する国際的な動向は次第に世界の共通認識として広まり、豊かな景観形成をもとめる動きへと発展していきました。

## (2) 国の動向

日本のまちづくりにおいては、特に第二次世界大戦後の急速な都市化に伴い、街並みの美しさよりも経済性や機能性を重視したまちづくりが行われてきました。その結果、多くの緑が失われ、建物の外観に統一性がなくなり、電柱や看板が乱雑にたつ、無秩序な街並みがつくられるようになりました。

その後、美しい街並みに対する国民の関心が大きな高まりを見せる中、平成16年(2004年)6月に景観に関する我が国初めての法律「景観法\*」が制定されました。この法律の目的は、「我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画\*の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与する」としています。

この目的を達成するために、良好な景観は、国民共通の資産としてその整備および保全をはかり、また新たに創出することで、現在および将来の国民がその恩恵を享受できるようにするという理念が明確になりました。

---

文字の右上に「\*」のある用語は、巻末の用語解説で解説しています。

### (3) 都の動向

東京都においては、平成6年(1994年)3月に景観行政に対して体系的に取り組むために、景観に配慮したまちづくりの指針として「東京都都市景観マスタープラン」が策定されました。このマスタープランでは、河川、丘陵および崖線などの大地を構成する自然や、そこで生活する人々がつくりだしてきた歴史・文化などの東京固有の景観特性を踏まえた上で、東京都の景観の目標像を描き、それを実現するための施策を示しています。平成9年(1997年)12月には「東京都景観条例\*」を制定し、その後、景観法の施行および東京都景観審議会の答申を踏まえ、平成19年(2007年)3月に「東京都景観計画\*」が策定されました。

東京都では本計画にもとづき、美しく風格のある東京の再生に向けて、良好な景観形成の取組をすすめています。

### (4) 町の動向

町においては、平成12年(2000年)3月に策定した「瑞穂町都市計画マスタープラン\*」に都市景観形成の方針として、自然的景観の保全・育成、歴史的景観の保全・継承および都市景観の創出を定めました。

また、平成13年(2001年)3月に策定した「第3次瑞穂町長期総合計画\*」においては、「瑞穂町都市景観マスタープラン」の策定を掲げています。

町では、これまでに土地区画整理事業による都市基盤整備を行い、地区計画\*を導入するなど良好な市街地環境を整備してきました。今後、まちづくりをすすめるにあたり、平成23年(2011年)3月策定の「第4次瑞穂町長期総合計画」の景観施策における「景観の保全」として「潤いのある景観の形成」、「風情を感じる景観の形成」および「地域資源を活かした景観の創出」として「都市景観の創出」の推進に町民・事業者・町が共通認識をもち、良好な景観形成に向け取り組んでいきます。

---

この計画でいう「事業者」とは、町に事業所を有する事業者および町において開発計画などの事業を実施している、または実施しようと計画している事業者のことをいいます。

## 第2章 瑞穂町の景観

### (1) 瑞穂町の概況

#### 1) 位置・地勢

東京都心より北西へ約40kmの位置にあり、東西約5.8km、南北約6.1kmの逆三角形の形状で、面積は16.83km<sup>2</sup>、標高は最高194m、最低110mで、東は武蔵村山市・埼玉県所沢市、西は青梅市・羽村市、南は福生市、北は埼玉県入間市に接しています。

町の東部には狭山丘陵が広がり、この一帯が狭山近郊緑地保全区域\*に指定されており、豊かな自然が残っています。また、南側には横田基地があり、町域の約13%を占めています。

町の南北をJR八高線および国道16号が、東西を青梅街道と新青梅街道が走り、交通の要所となっています。

狭山池を源に町の東南へ流れる残堀川は多摩川へ、狭山丘陵北側の元狭山地区から北東へ流れる不老川は、埼玉県へ入り新河岸川を経て荒川に注いでいます。

#### 2) 沿革

この地に人が住み始めたのは、旧石器時代といわれ、浅間谷や狭山遺跡では、その頃の石器が発見されています。奈良・平安時代になると、狭山丘陵の南麓にはいくつかの谷津田がつくられ、集落が発達しました。

古くから農作地帯として開けていたこの土地は、江戸時代に入り日光街道と青梅街道が交差する箱根ヶ崎が宿場として発達し、さらに幕府の新田開発の奨励により、栗原・長谷部・下師岡などの新田が開かれました。

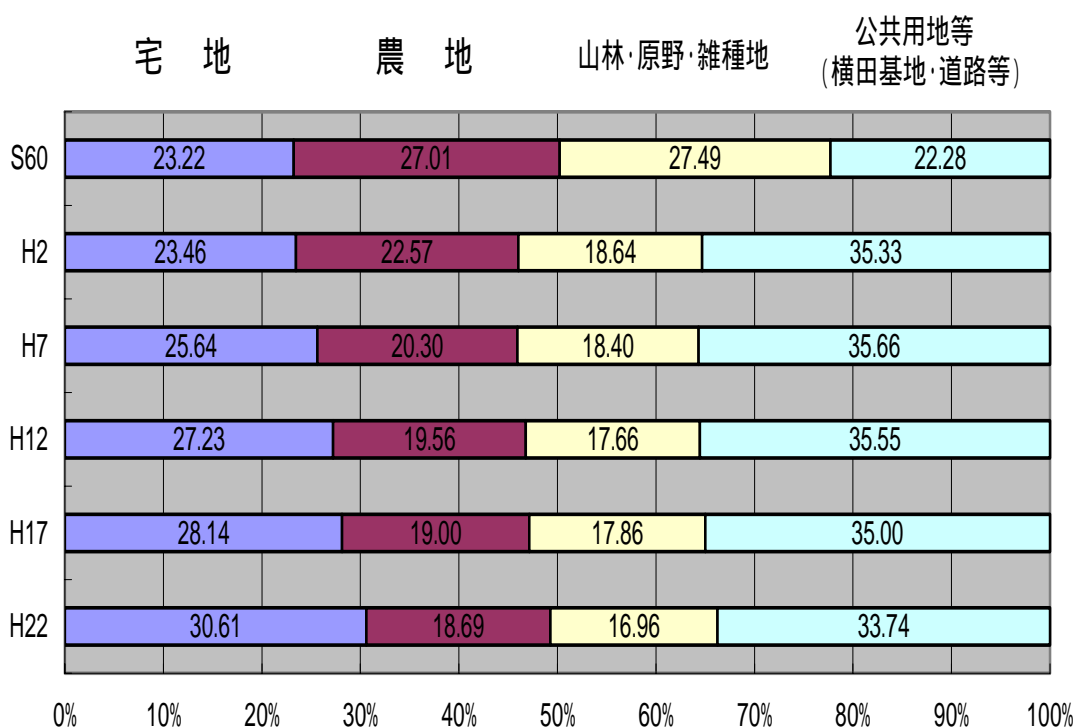
明治22年に箱根ヶ崎・石畑・殿ヶ谷・長岡の4か村をもって組合を組織し、行政運営を行ってきましたが、昭和15年に組合を発展的に解消して町制を施行し、瑞穂町が誕生しました。昭和20年に陸軍多摩飛行場が接收され米軍横田基地となり、昭和33年には、町村合併促進法にもとづき、埼玉県入間郡元狭山村の一部と合併し現在の瑞穂町が形成され、丘陵と河川、街道と宿場という自然と文化の両面が均衡した町として発展してきました。昭和40年代に入り、公共施設などの整備が進み、西部土地区画整理事業\*および公共下水道事業が開始されるなど、都市化が進み人口が増加しました。その後も都市基盤整備事業がすすめられ、現在の町が形成されました。

### 3) 瑞穂町の土地利用現況

地目別に土地利用の推移をみると、宅地が年々増加しているのに対し、農地は昭和60年の約27%から平成22年の約19%へと大幅に減少しています。これはその間の宅地開発などにより、着実に市街化が進んでいることを表しています。

また、山林・原野・雑種地は昭和60年から平成2年までの5年間に約9%減少し、それに反して公共用地等は約13%と急速な伸びを見せています。その主な理由は狭山丘陵の都立公園化であり、貴重な自然が失われることなく保全されていることを意味しています。

土地利用の推移(固定資産概要調書)





## (2) 瑞穂町の景観特性

町の景観を大別すると自然的景観、歴史的景観、都市景観に分けることができます。本計画でいう自然的景観とは、山や川、丘陵などの一度壊してしまうと元に戻らないようなもののほか、人為的に植樹された樹木なども含めたものをいいます。

歴史的景観とは、文化財や歴史的建造物などが周辺環境との調和をはかりながら形成されたもの、また長い間私たちが親しんできた古い建造物や樹木などが相互に融合した景観を指します。さらには、各地区の夏祭りにぎわいや民俗文化財がかかわる風景なども歴史的景観の一つとして含まれます。

都市景観とは、建物や道路、また町民の生活によって形づくられる街並みそのものをいい、今後も新たな創出が見込まれます。

町には、町の歴史とともに以下のような景観が形成されています。

### 1) 自然的景観

町の代表的な自然的景観は狭山丘陵です。この狭山丘陵は、古多摩川が形成した扇状地内に、川の中州のように存在する丘陵です。もともと丘陵は、数十万年前は古多摩川の形成した沖積地でしたが、地殻隆起のため河川が侵食作用に転じ、沖積地が侵食され、中州のように狭山丘陵が残りしました。さらにその後、富士山の活動が活発になり、侵食部には火山灰が堆積し、武蔵野台地が形成され、現在の地形が完成しました。都心からわずか40kmにありながら、緑豊かなこの丘陵は、周辺部まで住宅地が迫っているため「緑の孤島」とたとえられています。

歴史が伝わる自然的景観としては、栗原や長谷部、下師岡の新田地区があります。これらの地区は、享保9年(1724年)以降新田開発が行われ、丘陵麓の集落には見られない整然かつ広大な当時の短冊状の地割りが現在でもよく残っており、大変貴重な景観となっています。

また、古くから富士山とのかかわりが深く「駒形富士山」の地名や「浅間神社」などがあります。空気の澄んだ日には、町内の各所から富士山の壮大な眺望を楽しむことができます。

そのほか、多摩川50景に選ばれている狭山池公園や新東京百景の六道山公園、西部土地区画整理事業により整備された松原中央公園、残堀川などがあげられます。

## 2) 歴史的景観

町には数々の文化財や神社、仏閣などの歴史的建造物があり、神社、仏閣の鎮守の森などは町民に安らぎを与える歴史的景観を形成しています。

耕心館は、武蔵野の旧家のたたずまいを残し、屋敷林に囲まれた歴史と当時の文化を感じさせる静的空間と、現代の活動拠点として利用する町民の動的空間が調和し、落ち着きと活力ある雰囲気醸し出しています。また、クリスマスのシーズンには耕心館全体がライトアップされ、彩りが加えられます。

そのほか、歴史的景観としては、箱根ヶ崎・石畑・殿ヶ谷三地区の夏祭りや箱根ヶ崎獅子舞などの無形民俗文化財、火の見やぐらや庚申塔（庚申塚）などがあげられます。

### 主な歴史的建造物など

【殿ヶ谷地区】 阿豆佐味天神社、須賀神社、福正寺・観音堂（たらよの木）
【石畑地区】 神明神社（櫨）、たち山の地蔵尊、吉野岳地蔵、御嶽神社（大櫨）
【箱根ヶ崎地区】 加藤神社（加藤塚）、円福寺、狭山神社、浅間神社（檜）、八雲神社
【長岡地区】 東善院、愛宕神社
【元狭山地区】 駒形水天宮、福泉寺、五輪様のかきの木、元狭山神社、竜泉寺
【有形文化財】 殿ヶ谷の山車、石畑の山車
【無形民族文化財】 石畑重松囃子、箱根ヶ崎獅子舞

### 3) 都市景観

都市景観の代表的なものとしては、平成17年に建て替えられた箱根ヶ崎駅舎があります。その近代的なデザインは、町の玄関口にふさわしいランドマーク\*的な景観となっています。さらに、現在は駅前広場の整備も始まり、新しい町の顔として生まれ変わろうとしています。

また、スカイホールは、青空に向かってそびえる時計塔がシンボルになっている緑に囲まれた文化の拠点です。高台にあるため、眺望点としても優れています。

さらに、平成4年3月に竣工した西部土地区画整理事業により、町の南西部には整然とした良好な住宅地、工業地域が形成されています。

現在は、箱根ヶ崎駅西と殿ヶ谷の2地区で土地区画整理事業が実施されているほか、都道166号線や新青梅街道の拡幅整備事業もすすめられ、新しい街並みが形成されつつあります。町の基盤整備は今後ますます進み、市街地環境も大きく生まれ変わろうとしています。



【スカイホール時計塔】

**【みずほ10景】**

町では、瑞穂町らしい景観を知ること、町の良さを再発見していただくため、平成8年にアンケート調査を実施し、「みずほ10景」を選定しました。

選定された10景を広くPRするため、それらをテーマにした写真展や「みずほ10景マップ」を製作し、景観の大切さを喚起してきました。みずほ10景は、瑞穂町の代表的な景観資源となっています。

瑞穂ビューパーク  
狭山池公園【写真1】  
松原中央公園  
長岡温室と  
シクラメン街道  
お伊勢山からの眺望



**【写真1】**



**【写真2】**

茶畑  
石畑新道遊歩道  
阿豆佐味天神社の参道【写真2】  
狭山丘陵  
(駒形富士山地区からの眺望)  
六道山公園【写真3】



**【写真3】**

## 第3章 景観基本計画の必要性

### (1) 計画策定の背景

町では、第3次瑞穂町長期総合計画や瑞穂町都市計画マスタープランなどにおいて、将来的な景観形成に関する方針を検討してきました。景観を自然的、歴史的、都市的な視点から捉え、特に瑞穂町都市計画マスタープランでは、町内を4地区に区分したうえで、それぞれの地区特性をいかした景観形成を位置づけています。

近年の国や東京都の動向を受け、これまでの瑞穂町都市計画マスタープランの方針に加え、昨今の時代変化や新たなまちづくりに伴う都市構造の変化などにも対応した、町の総合的な景観方針を取りまとめる必要がありました。

### (2) 計画策定の目的

緑豊かな自然と市街地が調和した瑞穂町らしい景観を守り、育て、また新たに創出していくためには、現在の景観に関する現状を把握し、同時にそこに潜在する問題点や課題を整理することが大切です。

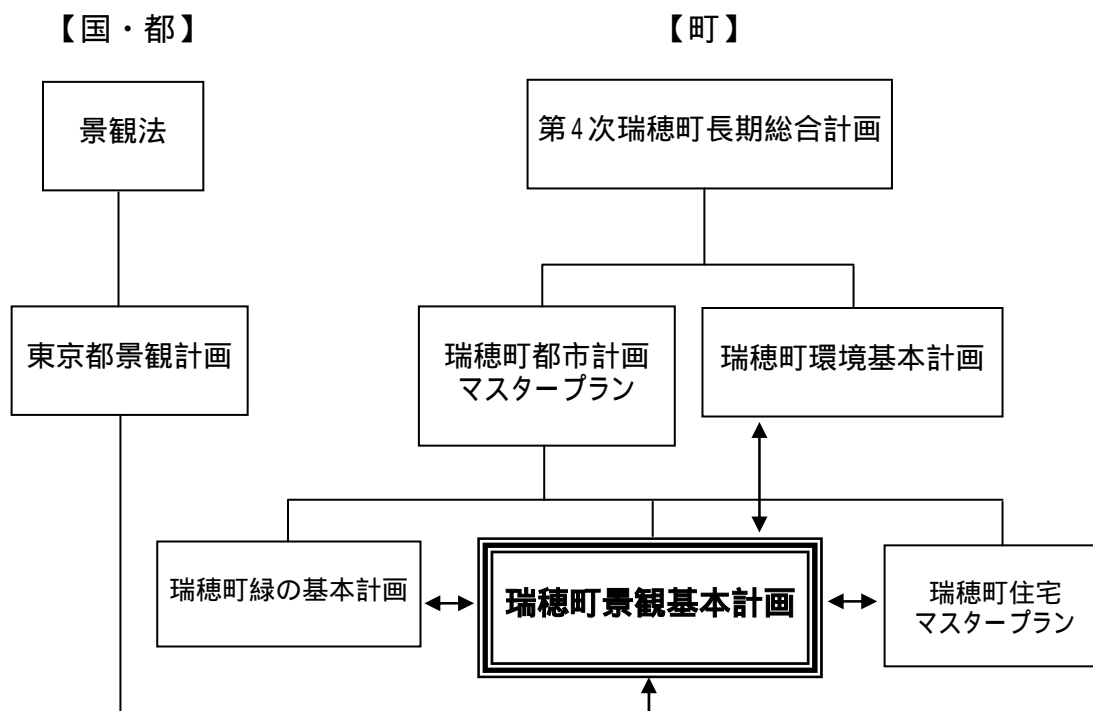
また、景観施策の推進には、明確な目標と方針を定めたうえで、町民・事業者・町が一体となった協力体制の構築が重要となります。

誰もが共有できる景観を後世まで残し、いつまでも潤いのあるまちづくりに取り組むための長期的、基本的な指針とするため、当景観基本計画を策定します。

### (3) 計画策定の位置づけ

平成23年3月策定の「第4次瑞穂町長期総合計画」、平成12年3月策定の「瑞穂町都市計画マスタープラン」などの上位計画のほか、平成21年3月策定の「瑞穂町環境基本計画\*」で位置づけられている景観施策を踏襲しつつ、その後の社会情勢の変化や新たに行われたまちづくりなどを勘案・分析しなおした上で、これからの時代と町の将来像に整合した基本計画をめざしています。

また、国において施行された「景観法」、東京都において策定された「東京都景観計画」などの基本的方針も参考としています。



### (4) 計画の期間

自然的景観や歴史的景観は、失われたり損なわれたりすると回復させるのは困難であり、永続的に維持・保全していくことを前提としますが、今後見込まれる都市景観の創出の施策などに合わせ、本計画の計画期間を平成23年度から平成32年度の10年間とします。

ただし、計画期間中においても社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

## 第4章 景観基本計画の目標

### (1) 基本方針

第4次瑞穂町長期総合計画では、計画を推進するための基本理念を「自立と協働」と定め、その将来都市像を「みらいにずっとほこれるまち」としています。

その具体化のために、「豊かなところで健やかに生活できるふれあいづくり」、「安心して元気に生活できる活力づくり」、「美しい緑の中で快適に生活できる潤いづくり」の三つに課題を集約しています。

その一つである「美しい緑の中で快適に生活できる潤いづくり」を景観施策の基本的課題として捉え、恵まれた緑や自然環境を守るとともに、新たな自然空間を創出し将来へ引き継ぐこと、また、歴史的空間も含めた地域資源を有効活用するとともに、機能的かつ多様性のある都市空間整備を推進し、人が集まる魅力と潤いづくりの強化をめざします。

### (2) 計画の目標

町のもつ豊かで多様性のある自然的景観と歴史的景観を保全することを通して、歴史や文化を引き継ぎながら、自然の豊かさが実感できるようにつとめるとともに、都市景観と地域資源をいかした景観を形成することを通して、魅力的な都市空間を創出するようにつとめ、町民のだれもがやすらぎと潤いを実感できる調和のとれた景観形成を、町民・事業者・町の協働により実現することを目標とします。

## 第5章 景観形成の課題と取組

本計画では、瑞穂町都市計画マスタープランの景観形成の方針から「自然的景観の保全・育成」、「歴史的景観の保全・継承」および「都市景観の創出」に大別して、それぞれの課題を把握し、景観形成に関連のある現制度の中で町の取り組む施策、町民および事業者が取り組む内容を整理します。

なお、町民、事業者の皆さんには、それぞれの立場で、可能な限り取組の実施に協力していただき良好な景観形成をめざします。

### (1) 自然的景観の保全・育成

町は、広大な狭山丘陵をはじめ、平地林も多く残されているなど、首都圏でも恵まれた自然を有しています。しかしながら、開発による平地林の伐採などで緑が失われていく可能性があり、自然環境の保全、活用策の検討が課題となります。また、町内には優良な農地が広がり、都内でも有数の農業生産量を誇っています。農地の緑も安らぎや潤いを与え、田園景観として保全していく必要があります。

町の貴重な緑は、計画的に保全・育成をはかり、潤いのある景観の形成につとめながら、後世に引き継いでいく必要があります。

また、水辺環境の少ない瑞穂町にとって、狭山池や残堀川は町民のいこいの場となっています。狭山池周辺は上流部の整備をはかり、カタクリの群生地や狭山丘陵などと散策路で結ぶことにより、緑豊かで連続性のある景観形成をめざすとともに、観光資源としても活用していきます。

#### 1) 丘陵や平地の緑の保全・育成

狭山丘陵をはじめ、平地林などの緑は貴重な景観資源であり、生態系に配慮しつつその保全につとめるとともに、人びとと自然の触れ合いの場として活用します。

#### 【町の取組】

野山北・六道山公園（都立公園）の未買収地の公有地化を東京都に働きかけます。

野山北・六道山公園の整備や維持管理については、東京都との連携をはかります。



平地林などを保全するため、「瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例\*」の周知につとめます。

美観風致を維持するため、特に必要と認める保存樹林地については賃借または買取をし、保存につとめます。

平地林などの保護のため、緑の基金の活用などに取り組んでいきます。

狭山池上流部とカタクリの群生地、狭山丘陵などを有機的に結ぶ散策路を整備し、連続性のある景観を形成するとともに、観光資源として活用します。

狭山池緑地のカタクリの群生地の保全に取り組みます。

長期的に安定した緑地とするため、「都市緑地法」にもとづく緑地保全地区の指定による法的な面からの保全について検討します。

町の自然環境やそこに生息する生き物などを紹介する展示を行い、身近な自然の啓発につとめます。

公園の樹木や大樹に樹木名や木の性質などを紹介するプレートの設置を推進します。

自然保護団体やボランティアなどの協力のもと、生態系を調査・把握し、適切な保全につとめます。

良好な平地林などの維持には、萌芽更新など定期的な手入れが必要であるため、住民参加型の管理体制の構築について推進します。

近郊緑地保全区域内の建築等計画には東京都に届出が必要となるので、届出をするように指導を行います。

丘陵内などの景観保全、環境美化の推進のため、環境パトロール員による不法投棄防止などのパトロールを行います。

歴史のある樹木などを後世に残すため、害虫による立枯れや自然災害による被害から樹木を守るための対策を講じます。

林野火災の防止のため、PRにつとめます。

万一の火災に備え林野火災消防演習を計画的に実施し、火災が起きたときは、適切に消火できるようにします。

身近な自然環境を守るため、次代を担う子供たちに自然の大切さを伝える教育を推進します。

次代を担う子供たちの景観に対する意識を高めるため、景観に関する教育を推進します。

<sup>20</sup> 自然にふれ、自然を知るために農業体験や自然体験のできる体験学習の実施を推進します。

### 【町民の取組】

平地林などを保存するため、「瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例」を活用します。

緑の募金など、緑を守る運動に協力します。

平地林などの所有者は、適切な維持管理を心がけます。

緑の資源を守るため、火災を起こす原因となるような行動はしません。

ボランティアとして、野山北・六道山公園や平地林などの維持管理に参加・協力します。

### 【事業者の取組】

開発事業などを行う際には、自然環境を保全するよう建築計画などに配慮します。

野山北・六道山公園や平地林などの保全活動に協力します。



【手入れがされた保存樹林地】



## 2) 緑のスカイラインと丘陵斜面の保全

市街地からみた狭山丘陵の緑のスカイラインは、日常的に触れ合うことができる町の骨格的自然景観を形成しています。このため、東京都景観条例にもとづく「丘陵地景観基本軸」としての位置づけをふまえながら、その周辺を含めた計画的な景観形成を促進します。特に尾根筋や丘陵斜面の緑の連続性を保全し、公園計画などにおいてもこれらのスカイラインを保全します。また、市街地形成の中でも、これらを遮断するような建物などの規制誘導をはかります。

### 【町の取組】

狭山丘陵と都市施設の調和をはかるため、丘陵の地形に即した無理のない都市施設（公園施設・遊歩道など）の整備をはかります。

市街地側から緑のスカイラインを守っていくため、東京都景観条例の丘陵地景観基本軸の中で届出対象となる建築等計画について、届出を指導し建物などの規制誘導をはかります。



町の特産品である茶は、茶摘みの最盛期となる八十八夜の頃には、新芽の鮮やかな緑が広がります。特に、元狭山地区からは、狭山丘陵の緑のスカイラインと茶のうねを一体で見渡すことができ、町の特徴的な景観の一つとなっています。

【駒形富士山から見た狭山丘陵】

### 【町民の取組】

丘陵地景観基本軸内の建物などの建築の際は、丘陵地の特性である尾根筋の緑やスカイラインを保全するため、丘陵地景観基本軸にもとづき建物の形状や色彩などを計画します。

### 【事業者の取組】

丘陵地景観基本軸内の建物などの建築の際は、丘陵地の特性である尾根筋の緑やスカイラインを保全するため、丘陵地景観基本軸にもとづき建物の形状や色彩などを計画します。

### 3) 河川沿いの親水・緑化空間、潤いのある水辺景観の保全・創出

河川、水路および池などの水辺景観を保全するため、公共下水道などの整備を推進し、水質の改善を促進していくとともに、周辺環境の修景化をはかります。特に市街地部を流れる残堀川や狭山池などにおいては、親水広場やポケットパーク\*、緑道などの適切な維持管理、植栽や花壇の設置、案内サインの設置などをはかることで、潤いある親水・歩行空間を形成します。

狭山池周辺においては、瑞穂町都市計画マスタープランで位置づけられている親水交流拠点として、自然環境や観光、農業などのさまざまな分野が連携かつ調和した総合的な整備を推進します。

#### 【町の取組】

狭山池周辺整備事業により、狭山池周辺の歴史と景観に視点をのいた総合的な整備をはかります。

残堀川周辺のポケットパークなどの維持管理を推進します。

河川の維持管理などを関係機関に要望するとともに、地域での景観維持活動を支援します。

残堀川旧川を町民のいこいの場となるように維持管理します。

残堀川に年間を通じて安定して水が流れるように残堀川水質調査会\*を通じて東京都に要望します。

カワセミをはじめ多種の動植物が生息・生育できる環境を保つため、残堀川的环境保全を東京都に要望します。

#### 【町民の取組】

川や川辺にごみのポイ捨てを「しない」、「させない」を徹底します。

川辺の草刈やごみの回収などの清掃活動に参加します。

水辺で遊ぶ際などは、水辺を汚さないようにします。

狭山池や丸池においては、親水スポットとして地域の手で保全・育成します。

川沿いの宅地では緑化空間の形成を心がけます。

### 【事業者の取組】

川辺の草刈やごみの回収などの清掃活動に参加します。

開発事業などを行う際には、河川および池などの周辺環境に配慮した計画とします。

工事による濁水などが河川・水路に流れ込まないように、工事施工者は現場管理を徹底します。



残堀川は、もともとは狭山丘陵の沢を源流とする川で、その最も上流は、浅間谷から流れ出る小沢でした。残堀川の拡幅改修工事により本川から外れた旧川は、昔のままの趣を残しながら、水路として整備され、町民のいこいの場となっています。

【残堀川旧川】

#### 4) 眺望点の確保

町内一帯や都心部、遠方の山並みなどを見渡せる眺望点を狭山丘陵地内などに確保します。また、日本のランドマークとしての富士山の眺望をいかした眺望点や公園および道路空間などを整備します。

##### 【町の取組】

関東の富士見百景\*について周知し、富士山を望める眺望点をPRするとともに、そのほかに富士山を望める地点について、マップなどを作成しPRします。

安心して良好な眺望を楽しめるような公園や道路空間などを整備します。野山北・六道山公園の整備にあわせた眺望点の確保を東京都に要望します。眺望点からの視界を遮る樹木などを適正に管理します。

六道山展望台から望める富士山、秩父連山、新宿副都心などの視界を遮らないように樹木などの管理を関係機関に要望します。

##### 【町民の取組】

新たな眺望点を見つけたときは、町に情報提供します。

##### 【事業者の取組】

富士山などの眺望を遮らないような建築計画となるように配慮します。





【スカイホールからの眺望】



【六道山展望台からの眺望】

【関東の富士見百景】

平成16年11月、国土交通省関東地方整備局によりスカイホールおよび六道山公園展望台からの富士山の眺望が関東の富士見百景に選定されました。これらの地点は高台にあることから町を一望でき、建物や電線などが視界を遮ることなく富士山を見ることができます。特に冬の晴れ渡った空気の澄んでいる日には、雄大な富士山の絶景が見られます。

## 5) 田園景観の保全・育成

農地は農業生産の場に限らず、防災機能や保水機能など多面的な機能を有しているほか、一面に広がる農地は人々に安らぎや潤いを与えてくれる景観です。良好な農地や屋敷林のある農家の田園景観を一団のまとまりで保全することで、豊かで風情のある田園景観を形成します。

### 【町の取組】

無秩序な土地利用・開発の防止をはかるため、瑞穂町宅地開発等指導要綱\*により指導を行います。

市街化調整区域内の違反建築抑制のため、見回りを行います。

農地パトロールを実施し、耕作放棄地の見回りを行います。

遊休農地の解消をはかるため、関係機関と連携し農地を保全します。

農業の担い手確保のため、農業後継者の育成と新たな農業後継者を確保するための環境づくりを推進します。

今後の新しい農業の担い手として、新規就農者への支援に取り組みます。

耕作放棄地解消のため、体験農園などとして活用できるように、土地所有者に働きかけを行います。

長岡長谷部地区に残る短冊型の農地は都内でも貴重なため、生涯学習の場として活用できるように、土地所有者に働きかけを行います。



【長岡長谷部地区の短冊型農地】

### 【町民の取組】

「瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例」を活用し、屋敷林などを保存します。

農業者との交流や農業体験、講習会などを通じ、農業への理解を深めます。

### 【事業者の取組】

町の農業を守るため、子供たちの農業体験や地元の農産物を食する機会が得られるように協力します。



## (2) 歴史的景観の保全・継承

歴史的景観は、歴史的価値を有する文化財や建物と周辺環境との調和をはかりながら形成されたものであり、今後は近代的な周辺環境との調和が必要と考えられます。市街地整備により新しい街並みが創出されるなかで、調和をはかりつつ風情を感じる景観を形成し、保全・継承していく取組が必要です。

また、お祭りによる町のにぎわいなども伝統的な歴史的景観の一つとして、後世まで引き継いでいく必要があります。

### 1) 歴史的景観の保全・継承

町には、数々の文化財や歴史的建造物があり、瑞穂町文化財保護条例により保存および活用のための必要な措置が講じられています。これらの文化財のうち、町民が身近に接することができるものについては、文化財や歴史的建造物の魅力を引き出すような周辺環境との修景化をはかり、地域の景観資源として活用します。

また、箱根ヶ崎の時計台は再建され、歴史を振り返ることができ郷土史への関心や地域への愛着を育むことにもつながっています。このように失われてしまった歴史的建造物などの再建に、可能な限り取り組みます。

#### 【町の取組】

文化財保護審議会と連携をはかり、歴史的景観の保全・継承につとめます。

神社・仏閣などに彩りを添える樹木などは長期的に安定した緑地とするため、適正な状態の維持・管理を所有者や関係者に要望します。

歴史的建造物の周囲のまちづくりには、周辺環境との調和を考慮した計画を行います。

歴史的建造物などを災害から守る設備を設置する場合には、景観に配慮するようにつとめます。

歴史的景観を阻害する電線などは、配線位置の変更などを関係機関に要望します。



【福正寺・たらようの木】

文化財などの所有者や関係者に、適切に管理するように働きかけます。  
道路整備や施設整備を行うときは、周辺の歴史的建造物などを破損しないように注視します。

過去の文献を参考に、歴史的価値のある建造物などの再建を検討します。  
歴史的価値のある建造物などを再建し、景観形成に活用します。

良好な状態での保存が困難な歴史的建造物について、可能な限り修復を検討します。

郷土の歴史の認識を深めるため、歴史的な場所をつなぐコースや散策路の整備を検討します。

お祭りのにぎわいや民俗文化財がかかわる景観は、文化財保護と連携しながら保全・継承します。

地域の伝統文化や産業などについての理解を深め、地域への愛着と誇りをもつことのできる教育活動を推進します。

研修会などを実施し、郷土学習を支援します。

文化財保護意識の啓発をはかるため、文化財だよりなどを発行します。

箱根ヶ崎時計台は、大正12年6月に「青年が戦争で外地に出征し苦難を受けることが



多く、その労をねぎらい青年の活動の記念とするため」に設置されました。町民や通行人から「箱根の時計台」と呼ばれ親しまれていました。昭和40年頃に老朽化のため一旦取り壊されましたが、平成15年11月に再建され現在に至っています。

【箱根ヶ崎の時計台】

### 【町民の取組】

歴史的資源の周囲では、建物が歴史的な雰囲気損なうことのないように周囲の環境との調和を考慮した計画を行います。

神社・仏閣などに彩りを添える樹木などは年月により変化するので、適正な状態の維持・管理につとめます。

文化財などの所有者や関係者は、それらの適正な管理につとめます。

お祭りなどの地域に根ざしたにぎわい景観は、いつまでも絶やさず後世に継承します。

町の歴史に関心を持ち、文化財などに関する認識を高めます。

歴史的価値がありながらも失われてしまった建物などの情報を提供します。

### 【事業者の取組】

歴史的資源の周囲では、建物が歴史的な雰囲気損なうことのないように周囲の環境との調和を考慮した計画を行います。

開発事業などを行うときは、周辺の歴史的建造物などを破損しないように細心の注意を払います。



【元狭山神社】

この神社は、大正7年に旧元狭山村の高根・駒形・富士山・栗原新田4地区の4神(高根・駒形・八雲・子安)を合祀して成立しました。本殿は八雲神社、拝殿は駒形神社のものを移築したものです。

神社の社務所は、明治27年落成の元狭山尋常小学校の旧校舎(現在の瑞穂第三小学校)を移築したもので、町内における近代和風建築(日本在来工法でつくられた洋風建築)の典型です。

## 2) 河川石積護岸・石積擁壁の保全

町の河川は、東京都が管理する多摩川支流の残堀川と荒川支流の不老川の2水系があり、この2河川の支流として峰田川、滝田川、高根川など町が管理する河川が合計で12河川あります。これらの河川については古くから石積護岸が主流でしたが、河川の拡幅等整備が行われた時、コンクリートの河床設置と、コンクリートブロックなどの護岸に変更され、暗渠(蓋などで覆いをした水路)化が行われました。

町の中心を流れる残堀川は改修工事に伴い、旧川の石積護岸はほとんど暗渠化され、旧川で石積護岸が保存されているのは一部となっています。

そのほかの河川で石積護岸が現存するのは高根川や峰田川、滝田川、狭山谷川など一部の河川となっています。これらの石積護岸は、昔ながらの趣があり、安全性を確認しながら保全していく必要があります。

また、狭山丘陵に続く里地の景観として、道路との地盤高に差がある民有地では、石積擁壁が残されています。これらについては、建設当時の技術や歴史などもしのぶことができ、可能な限り保全していきます。



【峰田川】

平成18年12月末、季節はずれの大雨により石積護岸が一部崩れ、川に面する宅地にも影響が出ました。この護岸復旧について緊急補修により安全を確保すると同時に、復旧方法についてそれまでの石積による護岸とするかそのほかの仕様にするか検討されましたが、この場所については安全性を考慮し石積護岸は復旧されませんでした。この自然災害を契機に、現存するそのほかの石積護岸についても、景観として保存すべきかが課題となりました。



【補強された石積護岸】

平成23年1月には、峰田川の一部で護岸目地の補修工事を実施し、石積を残したまま石積護岸が補強されました。

### 【町の取組】

昔ながらの趣を残すため、河川石積護岸の保全につとめます。  
河川石積護岸および石積擁壁の安全性についての調査を検討します。  
周囲との調和をはかりながら、石積擁壁の所有者に保全の働きかけを行います。

### 【町民の取組】

住宅の建替えなどを行うときは、石積擁壁を残せるように建築計画を検討します。  
石積擁壁の風景がいかせるように樹木などとの調和をはかります。

### 【事業者の取組】

周辺で工事などをする際には、石積護岸および石積擁壁に影響が出ないように十分注意します。



【民有地の石積擁壁】

### (3) 都市景観の創出

町は、西部土地区画整理事業が施行されたほか、現在は、箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業\*および殿ヶ谷土地区画整理事業\*を施行し市街地の整備をすすめています。

また、現在計画中である栗原地区の土地区画整理事業においても地区計画を制定し、新しい街並みが形成されるように準備をすすめています。

箱根ヶ崎駅周辺地区には、駅東口から役場方面にかけて商業集積がみられ、小規模な店舗が青梅街道などに沿って連たんしています。人口減少時代を迎え、人口の流入や定住の促進をはかるためには、商店街のにぎわい景観や人が集まる魅力ある都市空間づくりが課題です。

#### 1) 本町の顔としての駅前地区の整備

駅前地区などの商業業務地区を整備するとともに、ビューパークにいたる連たんゾーンを町の顔として良好な景観づくりをすすめます。



【整備前の箱根ヶ崎駅東口広場】

#### 【町の取組】

箱根ヶ崎駅東口広場の整備は、景観に配慮して整備するように東京都に要望します。

箱根ヶ崎駅西口広場の整備は、土地区画整理事業により景観に配慮します。

駅西口では地区計画により、駅前周辺に商業施設などを誘導し活性化をはかります。

駅前広場の整備において、ユニバーサルデザイン\*化を推進します。

駅前広場には植栽やモニュメントを設置し、魅力的な空間を形成します。

#### 【町民の取組】

箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業の早期完了に向け、事業に協力します。

箱根ヶ崎駅西地区地区計画を守り、良好な市街地環境を形成します。

#### 【事業者の取組】

箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業の早期完了に向け、事業に協力します。

箱根ヶ崎駅西地区地区計画に適合した開発および建築計画を行います。

瑞穂町宅地開発等指導要綱による指導事項を遵守します。



## 2) 秩序ある沿道環境の形成

国道16号や新青梅街道をはじめとする幹線道路などは、電線類の地中化や整理を関係機関に働きかけるとともに、街路樹などの植栽により修景化をはかります。また、沿道の建物や広告物などの立地規制誘導を行い、秩序ある沿道環境を形成します。

### 【町の取組】

新青梅街道拡幅整備事業は、円滑な交通流を妨げないような連続的でリズムカルな景観形成を行うように東京都に要望します。

新青梅街道拡幅整備事業にあわせ、地区計画などにより沿道土地利用や沿道建物・広告物の規制誘導を行い、秩序ある街並み形成をはかります。

新青梅街道を軸とした環境軸\*の推進計画書を策定し、緑の広がりを推進します。

国道16号沿道元狭山地区地区計画により、良好な沿道環境の誘導をはかります。

道路整備にあわせ、電線類の地中化や整理を行うように関係機関に要望します。

街路灯などの道路施設は、一体的なデザインで修景化をはかります。

広告看板などは、無秩序に設置されると町の美しさを損ねるため、東京都屋外広告物条例\*により規制を行います。

環境パトロール員による捨て看板などの撤去を行います。

地域の沿道環境に応じた街路樹の選定などにより個性ある道路整備をすすめます。

街路樹を連続して植栽する場合は、樹種や花色などを統一するなど景観に配慮します。

小学生や沿道住民による歩道の花植え事業を推進します。

都市計画道路の新設や既存の主要道路の改修時においては、可能な限り歩道を設置するとともに、街路樹などによる緑化を推進します。



【電線類のはりめぐらされた日光街道】



### 【町民の取組】

沿道の花植え事業や清掃活動に協力します。

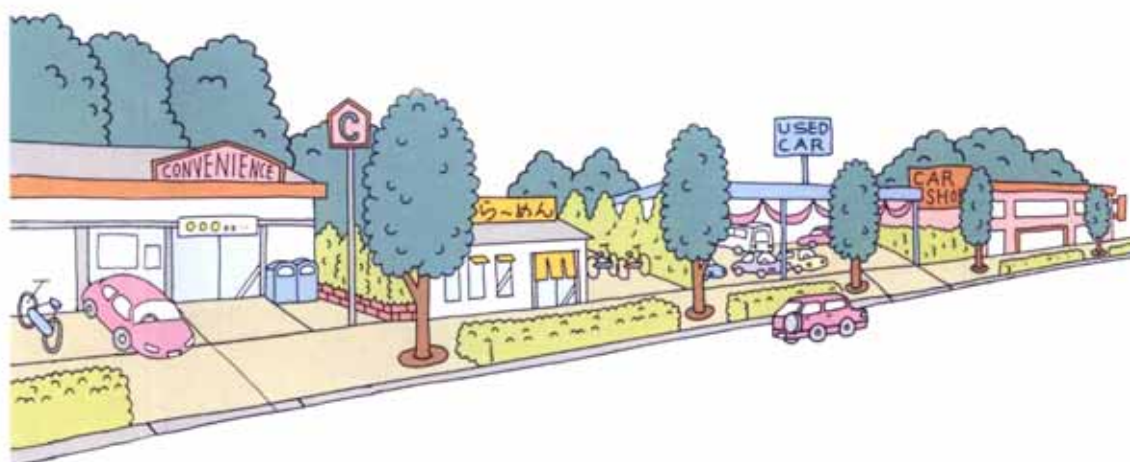
国道16号沿道元狭山地区地区計画を守り、良好な沿道環境形成につとめます。

### 【事業者の取組】

東京都屋外広告物条例に則した屋外広告物を設置します。

国道16号沿道元狭山地区地区計画を守り、良好な沿道環境形成につとめます。

瑞穂町宅地開発等指導要綱による指導事項を遵守します。



### 3) 景観スポットの創出

町の主要な景観スポットとなるスカイホールや狭山池公園などをはじめ、街角広場やモニュメントなどを設置し、きめ細かな潤いある景観づくりをすすめます。

また、平和の尊さ・戦争の悲惨さを伝えるため、広島ホロコースト記念館から譲り受けた「アンネのバラ\*」は、平和祈念碑芝生広場などに植栽され、同じく植樹されている被爆アオギリ\*、被爆クスノキ\*とともに平和を象徴する景観スポットとなっています。「アンネのバラ」や姉妹都市・米国モーガンヒル市との友好の証として譲り受けたバラ「ポールズスカーレット\*」の植栽場所を増やし、新たな景観スポットとして広めます。

#### 【町の取組】

景観スポットとなるモニュメントの設置などに計画的に取り組みます。

アンネのバラやポールズスカーレットの植栽場所を増やします。

ボランティアによる景観スポットの維持管理を推進します。

ライトアップやイルミネーションなどを利用した景観スポットの創出を検討します。

景観スポットとなる場所やアイデアなどの情報を広く募集します。



【友好の証「ポールズスカーレット」】

#### 【町民の取組】

景観スポットの美化や維持管理などに協力します。

新たな景観スポットの提案や景観スポットの情報を提供します。

#### 【事業者の取組】

新たな景観スポットの提案や景観スポットの情報を提供します。

#### 4) 市街地景観の創出

良好な市街地景観を創出するため、公共施設などの美化をはかるとともに、宅地については、生垣などの緑化推進、景観に配慮した建物などによる街並み形成、過密化の防止によるゆとりある空間の確保などをすすめ、高機能で美しい街並み形成を推進します。



【区画整理事業中の箱根ヶ崎駅西口広場】

#### 【町の取組】

箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業および殿ヶ谷土地区画整理事業により魅力ある街並み形成を推進します。

栗原地区の土地区画整理の事業化により美しい街並み形成をめざします。

潤いある街並み景観を創出するため、土地区画整理事業区域の樹林地などは、公園または緑地として保全するように取り組みます。

用途地域\*による建物の建築規制を行い、秩序ある街並み形成を推進します。

箱根ヶ崎駅西地区地区計画により、良好な市街地景観を形成します。

無秩序な宅地開発などを防止するため、瑞穂町宅地開発等指導要綱による指導を行います。

地域の特性をいかした街並みづくりをすすめるため、新たな地区計画の導入を検討します。

広告看板などは、無秩序に設置されると町の美しさを損ねるため、東京都屋外広告物条例により規制を行います。

東京都と連携し、良好な街並み形成を推進します。

企業誘致奨励制度の導入により企業を積極的に誘致し、町のにぎわいによる景観を創出します。

公共施設の新築、改築の際には、機能面のみならず景観に配慮した建物および公共空間を形成します。

新築・改築による公共施設整備の際は、町民との協働による施設計画となるように検討の機会を設けます。

公共施設などを定期的に保守点検し、計画的に修繕します。

道路やガードレールなどの破損や劣化は景観を損ねるため、発見した場合は修繕などを施します。また、国道、都道での破損を発見した場合は、関係機関に情報提供します。

環境面、防災面のみならず、景観の向上のため生垣設置事業補助金制度\*を周知します。

市街地の大樹を保存するため、「瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例」の周知につとめます。

民有地の緑化を推進するため、産業まつりの苗木配付事業を継続します。

環境パトロール員による放置自転車の防止などのパトロールを行います。

犯罪防止および景観の観点から、公共施設などに落書きされないように、落書きを許さない啓発活動を推進します。

ウォーキングでの利用や残堀川に親しみがわくように残堀川橋マップを作成します。

- 21 次代を担う子供たちが景観に対する認識を高めるため、景観に関する教育を推進します。
- 22 ごみを拾うことにより、ごみを捨てないという意識を育てます。



### 【町民の取組】

箱根ヶ崎駅西地区地区計画を守り、良好な市街地環境の形成につとめます。  
建物の新築や改築の際は、周囲の景観や環境との調和をはかるため色彩などに配慮します。

潤いある街並みを形成するため、生垣の設置や庭木の植栽などにより、宅地の緑化につとめます。

市街地の大樹を保存するため、「瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例」を活用します。

公共施設の破損などを発見した場合は町に情報提供します。

身近な公園などの清掃活動などに積極的に協力します。

ごみのポイ捨てを「しない」、「させない」を徹底するとともに、ごみ出しのルールやマナーを守ります。

ペットの糞尿により公共の場を汚さないように、飼い主が適切に処理します。

### 【事業者の取組】

箱根ヶ崎駅西地区地区計画を守り、良好な市街地環境の形成につとめます。  
瑞穂町宅地開発等指導要綱による指導事項を遵守します。

店舗や事業所などの建築においては、周辺環境に調和した景観の形成に留意し、敷地内の緑化や建物などの色彩やデザインに配慮します。

東京都屋外広告物条例に則した屋外広告物を設置します。

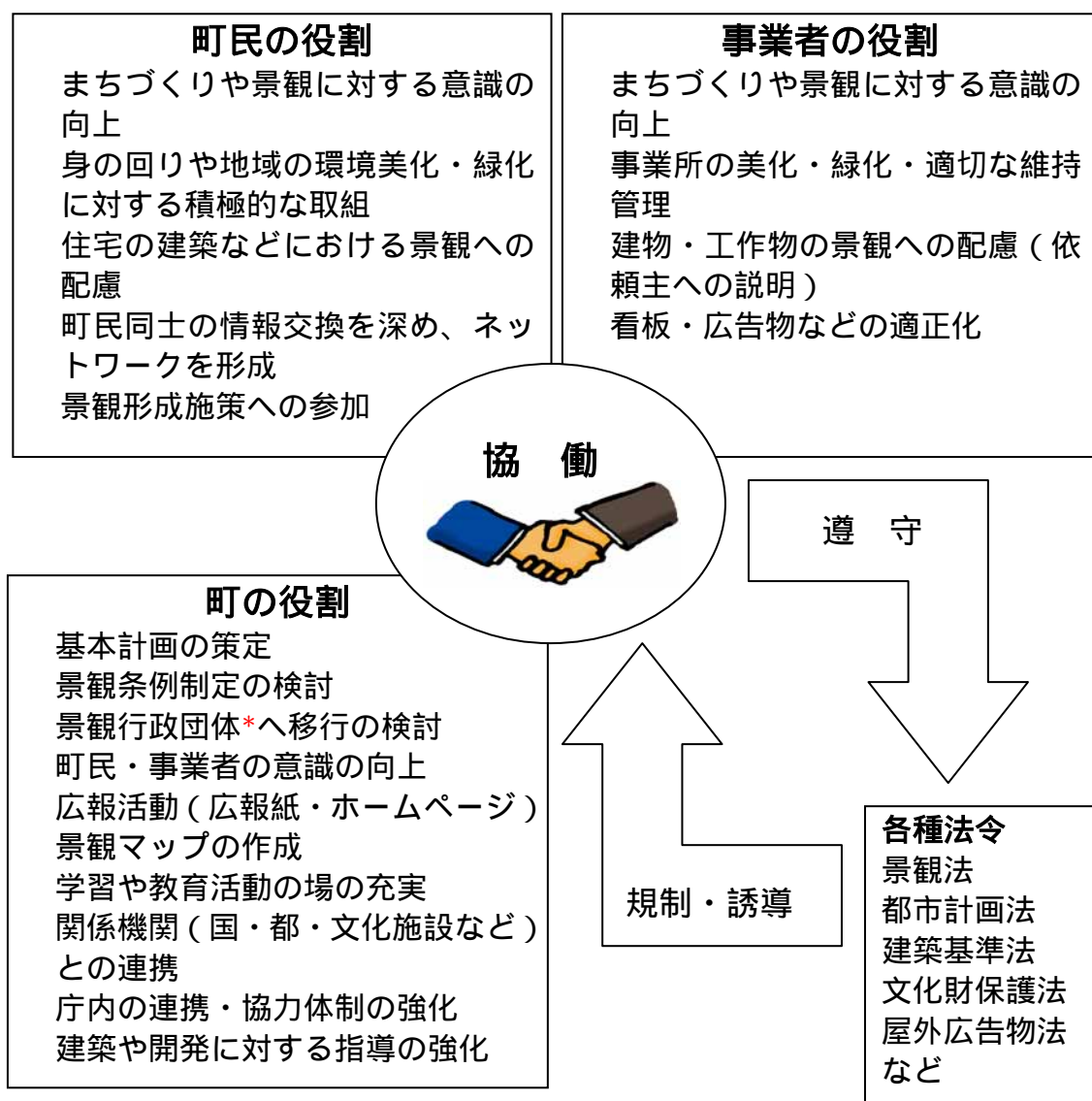
## 第6章 景観形成の推進体制

良好な景観の形成は、景観法をはじめとした各種関連法令による規制・誘導のほかに、町民・事業者・町が共通の認識を持ちながら、第5章で挙げたそれぞれの取組を主体的に果たすことによって実現されます。

さらに、それらの活動を相互に連携させ協力し合う「協働」にまで発展させることにより、理想的な推進体制が構築されることとなります。

その推進体制（町民・事業者・町の主要な役割）さらに共有すべき心構えを次のように示します。

### （1）推進体制



## **( 2 ) 共有すべき心構え**

景観は、視覚だけでなく人間がもつあらゆる感覚から快適と感じ、楽しめるものでなくてはなりません。

本計画では、そのような景観資源を守り育てると同時に新たに創出して、いつまでも魅力的で潤いのある財産として活用しながら後世に引き継ぐことを目標とし、その方法や取組、推進体制などを明確化しています。

それらどれを取ってみても町民・事業者・町の一体となった協力が必要不可欠になりますので、共有すべき心構えを以下のとおり掲げます。

### **1 ) 共有財産としての景観**

景観をすべての自然、生き物、人々の共有財産として捉えます。

誰もが美しいと思う景色の中には、長い年月をかけて育ってきた木々や草花があり、それを利用しながら暮らす生き物たちがいて、もちろん多くの人々の生活や文化、経済活動がそこで成り立っています。そして、その景色に対する人々の評価も千差万別で、育まれてきた思い出や感情も人それぞれです。

大切なのは、一口に景観と言っても、それは単に目の前にある見かけ上の事実だけではなく、その中に多種多様なあらゆる要素が含まれていることを意識することです。そうすれば必然的に、景観とは誰もの共有財産だという認識が生まれ、それを守り育てようとする機運が高まります。

まずは、無関心になりがちな景観に対する意識改革からはじめることが重要です。

## 2) 思いやりが育む景観

思いやり、譲り合いの精神から、景観は後世まで引き継がれます。

景観を守り育てることは容易いことではありません。もちろん、土地や建物などの私有財産は各種法令に定められた範囲内で自由に活用できます。

しかし、景観という観点からそれを捉えた場合、そこには一人ひとりの思いやりや譲り合いの精神が必ず必要になります。

例えば、狭山丘陵の美しい稜線をいつまでも遮ることなく守ろうとする場合、その手前に広がる街並みの形成においては、建物の高さを可能な限り低く抑えること、隣接する建物同士の高さをそろえることなどの自主的な制限意識が求められます。さらには、緑に調和した建物の色合いの選択、積極的な緑化の推進など、その景観に応じたさまざまな創意工夫が大切となります。そのほかにも、日頃の環境美化の積み重ねも景観形成に大きく貢献します。

いつまでも人々の目を和ませる景観を後世に引き継ぐため、自己中心的な利益追求からの脱却をめざしながら、一人ひとりが思いやりや譲り合いによる景観形成をめざすことが重要です。

## 3) 誰もが共感できる景観

法令や規制だけでは豊かな景観形成は行えません。

景観の保全に貢献する法令や規制はさまざまに存在します。都市計画で定められた用途地域や高度地区、日影規制などは、その地域ごとに建てられる建物の種類や高さ、形状などを規制するものです。また、より詳細な内容を定めた地区計画制度には、屋外広告物の規制や建物の屋根・壁面の色合いの調和、緑化の推進などが盛り込まれています。

それらの既存制度は結果的に景観形成にも役立ち、さらには、景観形成に必要な地区計画などを新たに定めることによって、各種法令にもとづいた保全・活用策を推進することができます。

しかし、法令による規制は必然に効果をもたらすのと同時に、町民や事業者の方々の経済活動を大きく制限することにもなり、誰もが望むはずの豊かな景観形成に疑問や歪みを生じさせる可能性もあります。

誰もが共感できる景観形成は、法令や規制に依存するだけではなく、皆さんがこころから願い協力し合うことが実現への第一歩です。





資料

## 用語解説

### 《 あ 》

#### 【アンネのバラ】

アンネのバラは、第2次世界大戦中の強制収容所で、15歳という短い生涯を終えた少女「アンネ・フランク」の形見のバラです。

戦争の悲惨さや戦争体験を風化させることなく平和の尊さを訴えるために、平成18年2月に平和祈念碑芝生広場に「アンネのバラ」を植栽しました。そのほかの植栽場所は、役場庁舎、町民会館横花壇、第五小学校、瑞穂中学校、瑞穂町図書館、エコパークです。

### 《 い 》

#### 【生垣設置事業補助金制度】

「緑豊かな潤いのあるまちづくり」をすすめていくため、町民の皆さんが家の周囲に生垣を設置するときの費用の一部を補助する制度です。町を美しくし、安全で良好な生活環境をつくるために大変有効です。

### 《 か 》

#### 【環境軸】

道路等の都市施設の整備を契機とし、それらを骨格として周辺のまちづくりを一体化し、広がりと厚みをもった豊かなみどりなどによって形成される都市空間のことです。平成19年(2007年)6月に、東京都は環境軸形成の指針となる「環境軸ガイドライン」を策定しました。

瑞穂町、武蔵村山市、東大和市を通る新青梅街道が、環境軸推進地区に指定されています。

#### 【関東の富士見百景】

関東の富士見百景は、富士山への良好な眺望を得られる地点を選定し、周辺の景観の保全や活用への支援を通じて、美しい地域づくりの推進を目的として選定されました。町では、六道山展望台およびスカイホールからの富士山の眺望が選ばれています。

## 《 け 》

### 【景観行政団体】

景観行政団体は、景観法にもとづき景観計画を定めることができる団体であり、政令指定都市又は中核市にあつてはそれぞれの地域を管轄する地方自治体が、そのほかの地域においては基本的に都道府県が役割を負います。また、都道府県知事と協議して同意を得た市町村は景観行政団体になることができます。

### 【景観計画】

景観計画は、景観行政団体が景観に関するまちづくりをすすめるうえでの基本的な計画として、景観法にもとづき、景観形成上重要な公共施設の保全や整備の方針、景観形成にかかわる基準などをまとめる計画です。

### 【景観法】

この法律は、都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定そのほかの施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造および個性的で活力ある地域社会の実現をはかり、もって国民生活の向上並びに国民経済および地域社会の健全な発展に寄与することを目的として制定されました。

この法律自体は直接、都市景観を規制している訳ではなく、景観行政団体が景観に関する計画や条例を作る際の法制度となっています。

## 《 さ 》

### 【狭山近郊緑地保全区域】

近郊緑地保全区域は、首都圏近郊緑地保全法にもとづき、健全な生活環境を確保し、首都圏の秩序ある発展をはかるために、良好な自然環境を有する緑地を保全することで、無秩序な市街化の防止を目的に指定されたものです。町東部の狭山丘陵が「狭山近郊緑地保全区域」に指定されています。この区域内では、建物そのほか工作物の新築・改築・増築、土地の形質変更、木竹の伐採などを行う場合に、事前の届出が必要です。

また、緑化指導や建物などの色彩についても原色・蛍光色・光沢のあるものなどは避けるように修景指導を行っています。

### 【残堀川水質調査会】

立川市、武蔵村山市および瑞穂町の3市町からなり、定期的に水質調査、生物調査を実施しています。また、東京都に対する残堀川の改善要望などを行っています。

## 《 せ 》

### 【西部土地区画整理事業】

町南西部で行われた区画整理事業です。事業面積は約176.7haで町施行により行われ、平成4年3月に事業が完了しました。

良好な都市環境の積極的な育成、安全性を意図し、併せて住宅地と工業地の機能的な一本化をはかり、車道を避けて緑道を設置して、歩行者と自動車の交通の分離を行い、歩行空間の安全性と快適性の向上をはかりました。

## 《 ち 》

### 【地区計画】

一定の地区において、道路・公園などの地区施設や建物、土地利用について、地区住民の意向を反映させながら計画を定め、それに沿うように開発や建築行為などを規制・誘導して、良好な環境の街区を整備または保全しようとする計画のことです。

町では「国道16号沿道元狭山地区地区計画」および「箱根ヶ崎駅西地区地区計画」の2箇所が指定されており、建物の敷地面積の最低限度や緑化のルールなどが定められ、良好な市街地形成をめざしています。

## 《 と 》

### 【東京都屋外広告物条例】

屋外広告物の無秩序な設置を規制するため、東京都により定められた条例です。

### 【東京都景観計画（丘陵地景観基本軸）】

東京都景観計画は、都民や事業者、区市町村などと連携・協力しながら、美しく風格のある首都東京を実現するための具体的な施策を示したものです。

また、丘陵地景観基本軸は東京都景観計画の取組として、町の一部の丘陵地に指定しているものです。指定区域内では、高さ10m以上の建物の建築や3,000㎡以上の開発行為などを行う際は届出が必要になります。これにより、建物の建築や開発行為などを行う際、計画の段階から周辺地域との調和を考えることになり、優れた景観を形成していくことができます。

### 【東京都景観条例】

東京都景観条例は、地形、街並み、歴史、文化などに配慮した都市づくりを総合的に推進し、美しく風格のある東京を形成し、都民が潤いのある豊かな生活を営むことができる社会の実現をはかることを目的として、平成9年4月に

制定されました。

#### 【殿ヶ谷土地区画整理事業】

新青梅街道南側の武蔵村山市との境で行われている区画整理事業です。事業面積は約38.8haで、組合施行により進められています。

施設の一体的整備や敷地の整序化をはかり、既存生産環境の改善をはかるとともに、新たな工業地の確保と優良企業の誘致、さらには新青梅街道沿道の交通の利便性をいかした土地利用、住宅地の再編などもあわせて行っています。また、地区内全域が工業地域であるため広幅員な道路網や公園、街路樹などの緑も確保し、新産業導入拠点としてふさわしい近代的な景観形成をはかっています。

#### 《 は 》

##### 【箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業】

箱根ヶ崎駅西口周辺で行われている区画整理事業です。事業面積は約27.4haで、町施行により進められています。

道路、公園などの整備を行うとともに宅地の利用増進をはかり、駅周辺の活性化と住居や商業・工業との調和のとれた良好な市街地の形成をめざし整備をすすめています。

また、箱根ヶ崎駅西地区地区計画により、きめ細やかな街並みづくりのルールが定められています。

#### 《 ひ 》

##### 【被爆アオギリ、被爆クスノキ】

昭和20年8月の原爆投下によりアオギリは広島で、クスノキは長崎で被爆しました。どちらもその後奇跡的に蘇り、原爆にも負けず成長を続けているアオギリとクスノキから人々は勇気づけられ、平和の象徴となっています。

#### 《 ほ 》

##### 【ポールズスカーレット】

「ポールズスカーレット」は、姉妹都市米国モーガンヒル市の公式市花です。モーガンヒル市訪問団来訪を記念し両市町の友好の証として、平成19年11月12日に役場正面玄関入口横に植栽されました。その後、挿し木で苗木を増やし公共施設などに植栽しています。

#### 【ポケットパーク】

道路わきや街区内の空地などわずかな土地を利用した小さな公園または休憩所のことをいいます。

### 《 み 》

#### 【瑞穂町環境基本計画】

「瑞穂町環境基本計画」は、瑞穂町環境基本条例にもとづいて策定し、瑞穂町長期総合計画を上位計画とした環境分野のマスタープランとして位置づけられています。町民、事業者および町の環境保全に対する責任について明らかにするとともに、計画の実効性を高めるため、それぞれが環境保全の主体として、目標達成のための取組をすすめることとしています。

#### 【瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例】

町内の美観風致を維持するため、樹木および樹林地の保存について必要な事項を定め、快適な生活環境を確保することを目的として平成14年12月に制定されました。

この制度を利用し、所有者などの協力を得て保存指定が行われることにより、景観の保全並びに緑潤うまちづくり、ひいては快適な生活環境が確保されます。

#### 【瑞穂町宅地開発等指導要綱】

町における無秩序な宅地開発などを防止し、良好な市街地の形成をはかるため、開発行為などを行う事業主に対して協力と応分の負担を要請し、公共・公益施設の整備を促進することにより、緑豊かな自然と都市機能が調和した快適な生活環境の実現をはかることを目的とした要綱です。

事業主に対する指導内容には、雨水浸透施設の設置や緑地の確保、一宅地の敷地の最低面積などがあります。

#### 【瑞穂町長期総合計画】

町の将来計画として最上位の計画で、将来像やまちづくりの方向性を示すとともに、それを実現するためのさまざまな政策・施策などを定めています。平成23年3月に第4次の長期総合計画が策定されています。

#### 【瑞穂町都市計画マスタープラン】

「瑞穂町長期総合計画」や「市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針」などの上位計画などと整合をはかりながら、都市の将来像を明確にし、町の長期的な都市づくりの基本方針として、土地利用や都市施設、市

街地の整備にかかわる個々の都市計画を先導する計画です。

《 ゆ 》

【ユニバーサルデザイン】

文化や言語、国籍の違い、老若男女といった差異や障害、能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことをいいます。

《 よ 》

【用途地域】

用途地域とは市街地における土地利用の純化を目的として定められるもので、土地利用計画の基本をなすものです。12種類の用途地域のうち町では、11種類の用途地域が指定され、それぞれに建築することができる建物又は建築してはならない建物が定められています。

《 ら 》

【ランドマーク】

その土地の象徴となるような建物や記念碑などをいいます。

## 景観形成に関連のある主な動き

西暦年・月	日本年号	主な動き
1972年 6月	昭和47年	人間環境宣言採択
11月		世界遺産条約採択
1974年 8月	昭和49年	西部土地区画整理事業開始
1978年 3月	昭和53年	瑞穂町まちづくり総合計画策定
3月		文化財保護条例制定
1985年 11月	昭和60年	国道16号沿道元狭山地区地区計画制定
1991年 3月	平成 3年	第2次瑞穂町長期総合計画策定
1992年 3月	平成 4年	西部土地区画整理事業完成
6月		国連環境開発会議（地球サミット）開催
6月		日本国世界遺産条約を批准
1994年 3月	平成 6年	東京都都市景観マスタープラン策定
3月		瑞穂町住宅マスタープラン策定
1996年 1月	平成 8年	みずほ10景決定
3月		第2次瑞穂町長期総合計画後期計画策定
3月		箱根ヶ崎駅西土地区画整理事業開始
6月		殿ヶ谷土地区画整理事業開始
1997年 12月	平成 9年	東京都景観条例制定
1999年 3月	平成11年	瑞穂町緑の基本計画策定
2000年 3月	平成12年	瑞穂町都市計画マスタープラン策定
2001年 3月	平成13年	第3次瑞穂町長期総合計画策定
2002年 12月	平成14年	瑞穂町樹木及び樹林地の保存に関する条例制定
2003年 1月	平成15年	箱根ヶ崎駅西地区地区計画制定
7月		美しい国づくり政策大綱策定
2004年 6月	平成16年	景観法制定
2006年 3月	平成18年	第3次瑞穂町長期総合計画後期計画策定
2007年 3月	平成19年	東京都景観計画策定
3月		瑞穂町環境基本条例制定
2008年 3月	平成20年	残堀川整備完成
2009年 3月	平成21年	瑞穂町環境基本計画策定
3月		瑞穂町住宅マスタープラン改定
2011年 3月	平成23年	第4次瑞穂町長期総合計画策定

赤字は世界、青字は日本国、緑字は東京都、黒字は瑞穂町を示しています。



## 景観に関するアンケート

下記のアンケートは、平成22年7月1日から7月30日の期間で全町民を対象に実施しました。アンケート方法としては、ホームページおよび町内の各公共施設に設置型で行い、回収数は51件でした。

### 景観に関するアンケートのお願い

日頃から、町政にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

町では今年度、景観基本計画の策定を予定しています。この計画は、瑞穂町内の自然景観や歴史的景観、または新たに創出される都市的景観などを取りまとめ、今後の景観施策の参考としていくものです。

そこで、町民の皆さんの景観に対するご意見を伺いたくアンケートを実施しますので、用紙右のアンケートにご協力ください。

#### 【アンケートの記入について】

記入できるところだけで結構です。 をつけるか、直接ご記入ください。

アンケートは7月1日（木）から7月30日（金）まで設置します。

このアンケートにおける「景観」とは、山や川などの自然や建物、道路などの目に見えるものだけでなく、地域固有の文化、歴史などを含む幅広いものです。

**アンケート設置場所一覧（どちらの回収箱にいれていただいてもかまいません。）**

**瑞穂町役場 1階ロビー 子ども家庭支援センターひばり 瑞穂町シルバーワーク**

**プラザ 武蔵野コミュニティセンター 元狭山コミュニティセンター**

**高齢者福祉センター寿楽 保健センター スカイホール 耕心館 図書館 長岡**

**図書室 ふれあいセンター（旧福祉会館）**

### 景観の写真をお寄せください

「瑞穂町のこの景色がすばらしい」「この景観はぜひ保存したい」という場所の写真（プリント版またはデジタル版（JPG形式））がありましたらご提供ください。写真は、都市計画課へお持ちいただくか、郵送またはメールでお送りください。なお、写真はお返しできませんのでご了承ください。

また、むかしの街並みなどを撮影した写真をお持ちの方はお知らせください。

いただいたご意見を以下にご紹介します。

アンケート回収 51人

お住まいの地区……殿ヶ谷 1人・石畑 5人・箱根ヶ崎 10人・長岡 1人  
元狭山 15人・武蔵野 3人・町外 1人・未記入 15人

年齢……… 10歳未満 0人・10歳代 0人・20歳代 2人  
30歳代 5人・40歳代 13人・50歳代 7人  
60歳代 9人・70歳以上 7人・未記入 8人

性別………男 22人・女 21人・未記入 8人

### Q1 町内にお気に入りの風景や景観はありますか。

ある 39人・ない 7人

- ・スカイホールから見る（山並み、町の風景、夜景） 9人
- ・国道16号（跨線橋あたり）から見る富士山 6人
- ・ビューパークから見る富士山 4人
- ・高根坂（瑞中横あたり）から見る富士山 4人
- ・六道山展望台から見る町の風景 4人
- ・狭山池（噴水） 4人
- ・六道山（および六道山に通じる道） 4人
- ・横田基地および駒形地区などからの狭山丘陵 4人
- ・スカイホールへの坂および慰霊塔の階段の桜 2人
- ・瑞穂斎場前から見る富士山 2人

《その他》

- ・ふれあいセンター2階から見る富士山
- ・元狭山神社
- ・阿豆佐味天神社
- ・耕心館
- ・五輪様のかきの木
- ・リサイクルプラザから見る横田基地滑走路
- ・ビューパーク
- ・ふるさと思い出館
- ・殿ヶ谷方面の桜沢
- ・桜の木のある場所
- ・平地林
- ・昔からの生垣に囲まれた蔵や瓦屋根の民家
- ・各地点から見える山並み

- ・桜が満開の石畑公園で子供たちが野球をやっている風景
- ・高根 575 番地周辺のユリ畑から見る国道 16 号とザ・モールみずほ
- ・全体としてなかなか良い景観
- ・展望デッキから眺める桜沢は湿地の趣がある
- ・ふれっしゅハウス付近からのスカイホール
- ・エコパークの林

**Q2 美しい景観の創出や保全のためにルールは必要だと思いますか。  
必要だと思う場合、どんなルールが必要ですか。**

必要 38人・不必要 5人

必要だと思う場合

- ・建物（工作物）の高さ、大きさ、色彩など 11人
- ・ごみのポイ捨ておよび個人のマナー 10人
- ・看板の設置に関する制限 4人
- ・ごみ拾い、清掃 3人
- ・緑化の推進 2人
- ・電柱地中化 2人

《その他》

- ・犬の糞処理義務付け
- ・自然保護に関連するルール（美しい景観と自然は関連が強い）
- ・アパートの制限
- ・散策時の時間決め
- ・点灯時間など夜間の制限
- ・車両乗入禁止
- ・法律の運用や景観創りの助成や基金の活用、また地域の産官学・各種団体の協賛や支援が受けられるよう参加性や開放性の高いルール

**Q 3 景観がよくなることで、もたらされる効果があると思いますか。  
あると思う場合、それはどんなことですか。**

ある 44人・ない 1人・未記入 5人

あると思う場合

- ・来町者が増える（ことにより、経済的によくなる。また、町ににぎわいを呼び起こす） 10人
- ・街並みがきれいになる 7人
- ・郷土愛が生まれる 5人
- ・人びとの心が豊かになる 4人
- ・住みやすいまちになる 3人
- ・自分の町に誇りが持てる 2人
- ・きれいな所は汚れない、汚さない意識が生まれる 2人
- ・心の癒しになる 2人
- ・心がなごむ 2人

《その他》

- ・子孫のためになる
- ・町の再認識、再発見
- ・環境が良くなれば、防犯上も良い
- ・意識啓発
- ・子々孫々まで誇れる景観を残すことで地域コミュニティの形成がはかれる
- ・整備されたモダンな都市も悪くないが、心休まる自然的景観には私たちの世代は懐かしさを覚え、郷土愛が生まれると思う
- ・目にもやさしく視覚効果
- ・建物が込み合っていると人の心も荒む
- ・瑞穂町は自然に恵まれた街並みや優しい人々の支援を受けて、なごみ・安心と清々しい景観の中で暮らせる街に変身できる

**Q 4 景観の保全や向上のためにしていることはありますか。**

ある 34人・ない 11人・未記入 5人

ある場合

- ・自宅周りの美化 14人
- ・ごみ拾い 8人
- ・ポイ捨てしない 4人
- ・植木の刈り込みなど 3人

- ・意識啓発 3人
- ・緑化 2人
- 《その他》
- ・道路端の排出口清掃
- ・全町一斉清掃など行事への参加
- ・コンビニ弁当のごみが捨てられているのをいつも片付けている
- ・自分では捨てないように心がけている
- ・自宅には昔ながらの材料を使用している
- ・ごみを持ち帰る（せめて自分のごみを出さない気持ちを持つ）
- ・みんな自分の町を大切にしたいものです。美しいことに立腹する人はいないでしょう
- ・ごみを平気でよその家の屋敷内へほおりこむこと禁止（道へ捨てるのも同じ）
- ・みずほDE歩こうのコースになっているので、特に柿の木は手入れが必要だと思う
- ・空地や歩道などの雑草繁茂通報
- ・自生植物はむやみに抜いてはいけないようだが・・・
- ・観光資源開発のコミュニケーション活動など

**Q5 その他景観に関することについて、自由にご記入ください。**

- ・公園内で犬の訓練徹底的にやめさせる
- ・歩道へのごみポイ捨て。ごみ箱設置求む
- ・遊歩道を増やしてほしい（途中休憩できる椅子があるとうれしい）
- ・町として巡回して指摘してほしい
- ・スカイホール周辺などの建物以外の里山の風景の向上に行政が取り組んでほしい
- ・これからもお気に入りの風景を見ます
- ・信号機周辺のごみのポイ捨て
- ・学生が通る歩道にはごみが多い。他人事に思わず注意できるようにしたい。目撃したら、してはいけないと伝える勇気が必要である
- ・電柱を茶にすると自然にとけこむと思う
- ・錆びた看板やポール、ガードレールなどがきれいになると良い
- ・狭山丘陵の稜線は大切にしてほしい
- ・電線が多すぎ
- ・近くの寺社へよく行き時々掃除してきます

- ・ 16号バイパスから富士山が見えすばらしい
- ・ 高根から箱根ヶ崎へ行く道も富士山が見えすばらしい
- ・ 長岡の緑道で長い一直線の所で、けやき並木がありますが、その横が適当に空いているのであじさいを植えてみたらいいのでは
- ・ 駅西、殿ヶ谷区画整理などで新しく生まれ変わる街づくりが進んでいる中、施工前の写真などを残しておくで将来役にたつと思います
- ・ いくら美しい景色でも、長年見慣れてしまうと感動も少なくなる。しかし、変貌によって改めて感じる喪失感。瑞穂町に残る里山の原風景など、昔ながらの景色などを子孫に残していくことが私たちの使命だと思います
- ・ 瑞穂町は圧迫感がないから、長く住んでいると愛着がわく
- ・ 空気がとってもきれい
- ・ 残堀川の周りを歩く時に、小鳥たちが多く思われる
- ・ 現在の町役場の緑の看板「みずほ町」はよくない
- ・ 係の人を作る
- ・ 耕心館はPR不足
- ・ もっと町で力を入れてほしい
- ・ 景観になる箇所が少ない町である
- ・ 景観には、自然的な景観と人工的な景観があると思いますが、町内のどこか1箇所でもモデル景観地区を設定して取り組んだらどうか
- ・ 里山はもともと人の手が入って形成されるもの。手入れをしても趣旨に反しないのでは
- ・ 5小の裏側は形状的に見て昔は水田があったはず。もう1度水田ができれば、歴史や自然科学の勉強になると思う
- ・ 「瑞穂のありたい姿」が浮かばれていないとアンケート結果の活用が進まないのでは
- ・ 瑞穂町の景観をより多くの人に知ってもらうために、写真コンテスト、俳句大会などを開催して自然いっぱいあるわが町を知ってほしい

## 瑞穂町景観基本計画

平成23年3月発行

瑞穂町産業建設部都市計画課

〒190-1292

東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

TEL 042-557-0599

FAX 042-556-3401

町のホームページ <http://www.town.mizuho.tokyo.jp>